

## 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知  
制 定 平成28年1月20日付け27生畜第1572号  
最終改正 令和2年2月20日付け元生畜第1579号

### (通則)

第1 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (交付の目的)

第2 我が国の畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化することにより、国際競争力の強化を力強く、集中的に進めるため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大、畜産環境対策の推進等、地域一体となって行う取組を支援することを趣旨とした事業を実施するため、基金を造成すること及び補助金を交付することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第2の4の基金管理団体が行う実施要綱第4の1から3までに掲げる事業を実施するために必要な基金を造成する事業（以下「基金事業」という。）に要する経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「基金事業対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 大臣は、実施要綱第4に基づき、都道府県知事又は事業実施要綱第2の5の公募選定団体（以下、併せて「補助事業者」という。）が行う実施要綱第4の1の(1)、

(4) 及び4の事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助事業対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 基金事業対象経費及び補助事業対象経費(以下「補助対象経費」という。)の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げる1から4までの事業の相互間における経費の流用をしてはならない。また、別表の区分の1の経費の欄に掲げるアの事業とイの事業の相互間における経費、別表の区分の2の経費の欄に掲げる基金事業と補助事業の相互間における経費、同基金事業における(1)の事業費と(2)の管理事務費の相互間における経費、(1)のアからオまでに掲げる事業の相互間における経費及び(1)のアからエまでに掲げる事業とカの事業の相互間における経費並びに同補助事業におけるアの事業とイの事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、基金事業については別記様式第1号-1、補助事業については別記様式第1号-2による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を別表に定める交付決定者(以下「交付決定者」という。)に提出しなければならない。

2 基金管理団体及び補助事業者は、1の規定による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 交付決定者は、第5の1の規定による交付申請書の提出があった場合には、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、基金管理団体又は補助事業者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。

(補助金の支払)

第8 基金管理団体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第2号による支払請求書正副2部を大臣及び官署支出官宛てに提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9 基金管理団体及び補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第10 基金管理団体及び補助事業者（地方公共団体を除く。以下第10において同じ。）は、基金事業及び補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 基金管理団体及び補助事業者は、基金事業及び補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付きなければならない。ただし、基金事業及び補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 基金管理団体及び補助事業者は、2の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 基金管理団体及び補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更の場合を除く。

(2) 基金事業又は補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更の場合を除く。

(3) 基金事業又は補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、1の規定による承認をする場合には、必要に応じ補助金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第13 基金管理団体及び補助事業者は、基金事業及び補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は基金事業及び補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに当該基金事業及び補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は当該基金事業及び補助事業の遂行が困難となった理由及び基金事業及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第14 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書正副2部を交付決定者及び官署支出官宛てに提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第15 補助事業の事業遂行状況報告については、交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において別記様式第6号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第7号の概算払請求書兼遂行状況報告書の提出をこれに代えることができるものとする。

- 2 1に規定する時期のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第8号のとおりとし、基金管理団体及び補助事業者は、基金事業及び補助事業を完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 第5の2ただし書の規定により補助金交付の申請をした基金管理団体及び補助事業者は、1の規定による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5の2ただし書の規定により補助金の交付の申請をした基金管理団体及び補助事業者は、1の規定による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(2の規定により減額した基金管理団体及び補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号による消費税仕入控除

税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第17の1の規定による補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第17 交付決定者は、第16の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金事業及び補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、基金管理団体及び補助事業者に通知する。
- 2 交付決定者は、基金管理団体及び補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
  - 3 2の規定による補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、当該返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第18 交付決定者は、第11の1の(3)の規定による基金事業及び補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 基金管理団体及び補助事業者が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 基金管理団体及び補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 基金管理団体及び補助事業者が、基金事業及び補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、基金事業及び補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 交付決定者は、1の(1)から(3)までに掲げる内容をその理由として取消しをした場合において、2の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 2の規定による補助金の返還及び3の規定による加算金の納付については、第17の3の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19 基金管理団体及び補助事業者は、補助対象経費（基金事業又は補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業及び補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第20 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は牛及び豚とする。
  - 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 4 基金管理団体及び補助事業者は、処分制限期間において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。  
ただし、別表の区分の4に掲げる事業により導入した家畜が、事業実施主体の責に帰さない事由により死亡又は補助目的に従った使用が困難となり処分された場合にあつては、生産局長が別に定めるところによるものとする。
  - 5 4の承認については、第19の2の規定を準用する。

(補助金の経理)

- 第21 基金管理団体及び補助事業者は、基金事業及び補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して当該基金事業及び補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 基金管理団体及び補助事業者は、1の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容についての証拠書類又は証拠物を整備して、1の帳簿とともに基金事業及び補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
  - 3 基金管理団体及び補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、1及び2の帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第22 地方公共団体である補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第23 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1から第22(第10を除く。)までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(基本的事項の公表)

第24 基金管理団体は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業等の概要、基金事業等の目標、給付対象となる事務又は補助事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施状況報告)

第25 基金管理団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国費相当額)、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、基金事業等の実施決定件数、実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。)(以下「基金等に関する基準」という。))中「3の(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算定根拠及び基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第26 基金管理団体は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合には、速やかに、補助金の交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(他用途使用の禁止)

第27 基金は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第28 基金管理団体は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、第10、第19から第21まで及び第27の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第29 大臣は、基金等に関する基準に基づき、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年2月20日から施行する。



		補助金の交付並びに会計処理等事業の実施に係る事務に要する経費			
	地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。）	補助事業  実施要綱第4に基づいて行う次の事業の実施に要する経費  畜産環境対策総合支援事業のうち、 ア 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業 イ 畜産環境対策推進体制支援事業	定額 1/2 以内  定額		1 事業の中止又は廃棄  2 事業実施地区の変更  3 事業実施主体及び取組主体の変更  4 成果目標の変更  5 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増  6 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
3 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金	地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。）	補助事業  実施要綱第4に基づいて行う次の事業の実施に要する経費  畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業（ただし、家畜の導入を除く）	1/2 以内		1 事業の中止又は廃止  2 事業実施地区の変更  3 事業実施主体及び取組主体の変更  4 成果目標の変更  5 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増  6 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

<p>4 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金</p>	<p>地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。）</p>	<p>補助事業実施要綱第4に基づいて行う次の事業の実施に要する経費</p> <p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業に係る家畜の導入</p>	<p>1/2 以内（ただし、導入する家畜1頭当たりの補助額の上限は、妊娠牛については27.5万円、繁殖に供する雌牛については17.5万円、繁殖に供する雌豚については4万円とする。）</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 事業実施地区の変更</p> <p>3 事業実施主体及び取組主体の変更</p> <p>4 成果目標の変更</p> <p>5 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>6 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
---------------------------------------	--	---	--	---

別記様式第1号 - 1 (第5の1関係)

令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金  
交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第5の1の規定に基づき、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 基金造成計画
- 4 経費の配分

事業名	事業に要する経費	国庫補助金の額	備考
畜産・酪農収益 力強化総合対策 基金等事業 基金事業 1 事業費 2 事務費	円	円	
合計			

5 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫補助金	円	
合 計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
畜産・酪農収益力強化総合 対策基金等事業	円	

別記様式第1号 - 2 (第5の1関係)

令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金  
(〇〇〇〇事業) 交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第5の1の規定に基づき、国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

(注)

- 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとする。
- 2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業に係る家畜導入の申請にあつては、本文中「国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金〇〇〇円」を「国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金〇〇〇円」と並記又は置き換えるものとする。
- 3 畜産環境対策総合支援事業の申請に当たっては、本文中「都道府県知事」を「団体名」に、「氏名」を「代表者の役職及び氏名」に、「国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備補助金〇〇〇円」を「国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金〇〇〇円」、「国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金〇〇〇円」又は「国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金〇〇〇円及び国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金〇〇〇円」に置き換えるものとする。
- 4 計画承認の事業内容から変更があるときは、本文中の「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があつた事業計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認通知があつた事業計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付して提出すること。

別記様式第2号（第8関係）

令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金  
支払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
官署支出官  
農林水産省大臣官房予算課  
経理調査官 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号をもって交付決定の通知のあった畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 請求額 金 〇〇〇円
- 2 振込先金融機関名  
支店名  
預金の種別  
口座番号  
預金の名義

別記様式第3号（第10の3、第23関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔基金管理団体〕 殿

〔補助事業者〕

〔間接補助事業者〕（第23条関係）

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第62条第1項に規定する納付命令を受けた場合であつて、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。  
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。

別記様式第4号（第11の1関係）

令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金  
（〇〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

- (※1) 〇〇〇農政局長 殿  
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕
- (※2) 農林水産大臣 殿

(※1) 都道府県知事 氏 名 印  
(※2) 所在地  
 団体名  
 代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業について、下記のとおり〇〇(※3)したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第11の1の規定に基づき申請する。

記

[理由]

(注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成するものとし、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業にあつては(※1)、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち基金造成にあつては(※2)の提出先及び申請者、畜産環境対策総合支援事業にあつては(※1)の提出先及び(※2)の申請者とする。

2 本文中〇〇(※3)へは、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

交付決定を受けた計画書の変更箇所を加筆修正したページを添付して提出すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものを添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

- 3 補助金の額が増加する場合は、件名の「令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金（〇〇〇〇事業）変更等承認申請書」を「令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金（〇〇〇〇事業）変更承認及び追加交付申請書」とし、本文中の「以下のとおり変更したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付要綱第 11 の 1 の規定に基づき申請する。」を「以下のとおり変更したいので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付要綱により補助金〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第5号（第14関係）

令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金  
（〇〇〇〇事業）概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官 〇〇〇〇〇 殿

〔 農政局にあつては〇〇農政局総務部長若しくは総務管理官、北海道にあつては北海道農政事務所総務管理官、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局総務部長 〕

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金交付決定の通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第14の規定に基づき、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金 ①	既受領額 ②		今回請求額 ③		残額 ①- (②+③)		事業完了予定年月日	備考
			金額 円	出来高 %	金額 円	〇月〇日迄 予定出来高 %	金額 円	〇月〇日迄 予定出来高 %		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

（注）畜産環境対策総合支援事業の申請に当たっては、本文中「都道府県知事」を「団体名」に、「氏名」を「代表者の役職及び氏名」に置き換えるものとする。

別記様式第6号（第15関係）

令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金  
（〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた本事業について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第15の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		第3・四半期までに 完了したもの		第4・四半期以後に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注)

- 「区分」の欄には、別表の区分の欄に掲げる経費ごとに記載し、「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 畜産環境対策総合支援事業の申請に当たっては、本文中「都道府県知事」を「団体名」に、「氏名」を「代表者の役職及び氏名」に置き換えるものとする。

別記様式第7号（第15関係）

令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金  
（〇〇〇〇事業）概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長、  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官 〇〇〇〇〇 殿

〔 農政局にあつては〇〇農政局総務部長若しくは総務管理官、北海道にあつては北海道農政事務所総務管理官、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局総務部長 〕

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金交付決定の通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第15の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年（西暦〇〇年）〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金 ①	既受領額 ②		遂行状況報告 令和〇年 〇月末日 の出来高	今回請求額 ③		残額 ①- (②+③)		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日 迄予定出 来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注)

- 「区分」の欄には、別表の区分の欄に掲げる経費ごとに記載すること。
- 畜産環境対策総合支援事業の申請に当たっては、本文中「都道府県知事」を「団体名」に「氏名」を「代表者の役職及び氏名」に置き換えるものとする。

別記様式第8号（第16の1関係）

令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金  
（〇〇〇〇事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

（※1）〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務局長、  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

（※2）農林水産大臣 殿

（※1）都道府県知事 氏 名 印

（※2）所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業について、下記のとおり実施したので、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第16の1の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

（※3）

記

（※4）

円

- （注）1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業にあつては（※1）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち基金造成にあつては（※2）の提出先及び申請者、畜産環境対策総合支援事業にあつては（※1）の提出先及び（※2）の申請者とする。
- 2 基金事業以外の事業については、（※3）に「また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。」と加筆すること。
- 3 （※4）の欄には、別表の区分の欄に掲げる経費ごとに記載すること。
- 4 事業の実績が、別記様式第1号による交付申請書の内容と同様の場合においては、

「なお、事業の実績内容等は、交付申請書の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。

- 5 軽微な変更があった場合においては、補助金の交付決定を受けた事業実施計画書に変更箇所を加筆修正し添付すること。
- 6 間接補助事業者に対し、間接補助金を交付している場合にあっては、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 7 添付書類については、支払経費ごとの内訳（別表の経費欄のうち、2の（1）のAからカの事業費については、実施要綱第4の1から4までに掲げる事業及びそのメニューごとに内訳を示すこと）を記載した資料、帳簿、契約書、請求書、領収書等の写し及び事業実施等の確認のための資料（出来高設計書、財産管理台帳の写し等）を添付し、経費以外に係るものについては、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（経費見合いのものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第9号（第16の3関係）

令和〇〇年度畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金の  
消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

(※1) 〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務局長、  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

(※2) 農林水産大臣 殿

(※1) 都道府県知事 氏 名 印

(※2) 所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱第16の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                               | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額                       | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2)                                       | 金 | 円 |

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者(取組主体)が法人格を有しない組合等の場合は、すべて

の構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- ・その他参考となる資料を添付すること。

2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業にあつては（※1）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち基金造成にあつては（※2）の提出先及び申請者、畜産環境対策総合支援事業にあつては（※1）の提出先及び（※2）の申請者とする。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合には、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合には、その理由を記載

[ ]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業を実施する者（取組主体）が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業を実施する者（取組主体）が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第10号（第21関係）

財産管理台帳

団体名		事業実施年度			年度		畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業									
事業種目	事業主体	事業の内容		事業量	工期		総事業費	経費の配分				処分制限期間	処分の状況		摘要	
		工程構造	施工箇所又は設置場所		着工年月日	竣工年月日		国庫補助金	当道府県費	市町村費	その他		耐用年数	処分制限年月日		承認年月日
							円	円	円	円						
計																
計																
合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号 (第 22 関係)

令和〇〇年度  
農林水産省所管

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金調査書

国	地 方 公 共 団 体 名			備 考		
	歳 入			歳 出		
	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	支出 済額
補助事業名 ※1	交付決 定の額	補助率		うち国庫補 助金相当額	うち国庫補 助金相当額	国庫相 当額
〇〇事業	円		円	円	円	円
〇〇費			円			
〇〇費			円			
その他			円			

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとする。この場合において、経費の配分を特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に該当する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予算増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調査の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。